

開成町指名停止等措置要綱

平成23年5月23日訓令第23号

平成23年7月13日訓令第16号

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が発注する契約の適正かつ円滑な履行を確保するため、有資格業者(開成町契約規則(昭和49年規則第5号)第3条に基づき入札参加資格者名簿に記載された者及び同規則第4条に基づく認定を受けた者をいう。以下同じ。)の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。この場合において、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1及び第2については、既に当該事案について責を負わないことが明らかなき(逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等)は指名停止を行わない。

3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により新たに指名停止を行う場合の始期は、新たに指名停止を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。

4 同一事案において複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

5 同一事案において既に指名停止を受けた(指名停止期間中を含む。)有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例等)

第3条 有資格業者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表第1および第2各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表第1および第2各号に定める期間の2倍とする。ただし、原因となる事実又は行為が当初の指名停止を通知した後のものに限ることとし、2倍となる期間は2年を超えることができない。

2 独占禁止法の課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を町長に申し出た場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

3 町長は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間

を短縮することができる。

- 4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。
- 5 町長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名停止開始から2年を超えることができない。
- 6 町長は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。
 - (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。
 - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止となった有資格業者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。
 - (3) 別表第3の1号及び2号により指名停止を行った場合は、第1号においては12か月、第2号においては3か月を経過した時点における、神奈川町警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

- 第4条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても指名停止を行うものとする。
- 2 町長は第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）に対し、当該共同企業体が受けた指名停止期間について、指名停止を行うものとする。
 - 3 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止を受ける有資格業者を構成員に含む共同企業体があるときは、当該共同企業体に対し、当該有資格業者が受けた指名停止の期間について、指名停止を行うものとする。

（指名停止に伴う契約等の制限）

- 第5条 町長は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。指名競争入札において現に指名しているときは指名を取消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

- 2 契約担当者(契約規則に規定する町長及びその委任を受けて契約を締結するものをいう。以下同じ。)は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。
- 3 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 4 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者に対する工事の下請又は受託を認めてはならない。ただし、指名停止措置要件が「経営不振」である場合には、民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から受けた後であれば、認めることができる。
- 5 前4項の規定は、指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員について入れ替えを認めることができる。
- 6 第1項及び第2項については入札公告等により入札前に周知しなければならない。

(指名停止の通知等)

第6条 町長は、次の各号の措置を行ったときは、次の各号の様式により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は通知しない。

- (1) 第1号様式 第2条又は第4条の規定による指名停止
- (2) 第2号様式 第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更
- (3) 第3号様式 第3条第6項の規定による指名停止の解除

2 町長は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録するものとする。

(報告)

第7条 工事担当課長は、開成町が発注する工事において措置要件の欄に該当する事故が発生したときは、速やかに工事事故等報告書(第4号様式)により町長に報告するものとする。

(指名停止期間の始期)

第8条 指名停止期間の始期は、町長の決裁のあった日の翌日とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 「開成町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年開成町訓令第15号)は廃止する。ただし、原因となる事実又は行為がこの訓令の施行の日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成23年7月14日から施行する。

別表第 1 (工事又はコンサルに係るもの)

措置要件	区 分		期 間
(贈賄) 1 刑法第 198 条違反の容疑により 逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約		1 2 か月
	本町外発注契約		4 か月
(談合等) 2 刑法第 96 条の 6 違反の容疑に より逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約		1 2 か月
	本町外発注契約		4 か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき	本町発注 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	1 2 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
	本町外発注 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	6 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3 か月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に 死亡者等の事故を生じたとき (2)	本町発注 契約	死亡者を生じたとき (1)	2 4 か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき (1)	1 2 か月
	本町外発注 契約	死亡者を生じたとき	6 か月
(工事中の工事関係者事故) 5 不適切な安全管理により工事関 係者に死亡者等の事故を生じたと き	本町発注 契約	死亡者を生じたとき	1 2 か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6 か月
	本町外発注 契約	死亡者を生じたとき	3 か月
(粗雑工事) 6 工事完了後に過失による粗雑工 事が判明したとき	本町発注 契約	死亡者を生じたとき	1 2 か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6 か月
		上記以外の粗雑工事 (評定点 55 点未満を含む)	6 か月
	本町外発注 契約	死者を生じたとき	3 か月
(町発注契約に関する不正又は違反) 7 町発注の契約に関して不正な行 為をしたとき又は契約違反をした とき	町に損害を与えたとき		1 2 か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		1 2 か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき (電子入札での虚偽 入力を含む)		6 か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		6 か月
	落札者の責に帰すべき事由により契約ができないとき		6 か月

	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む）	6か月
	その他契約に違反したとき(現場管理又は品質に関して二度以上の指摘にもかかわらず改善されなかったときを含む)	6か月
(建設業法違反)	本町発注契約	12か月
8 建設業法違反により監督処分が出されたとき	本町外発注契約	3か月
(法令違反)	町に対する行為	12か月
9 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	町内行為	6か月
	町外行為	3か月
(代表者の起訴等)	10 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき(3)	6か月
(経営不振)	11 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき	経営状態が安定したと認められる日まで

- 1 「死亡者」とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。
- 2 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び町発注工事にあつては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。
- 3 「代表者」とは、肩書きに「代表」を付した者をいう。

別表第2（物品又は一般委託に係るもの）

措置要件	区 分	期 間	
（贈賄） 1 刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約	12か月	
	本町外発注契約	4か月	
（談合等） 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約	12か月	
	本町外発注契約	4か月	
（不当な取引制限等） 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	本町発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	本町外発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3か月
（町発注契約に関する不正又は違反） 4 町発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	定価証明書、納入実績書、代理店証明書等提出書類に虚偽の記載をしたとき		3か月
	落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があったとき		3か月
	その他契約条件に違反したとき		3か月
（法令違反） 5 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき		3か月
（代表者の起訴等） 6 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき			3か月
（経営不振） 7 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき			経営状態が安定したと認められる日まで

別表第3（工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの）

措 置 要 件	期 間
<p>（暴力団等）</p> <p>1 有資格業者である個人が開成町暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>2 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p>	<p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>3 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、町又は警察に通報しなかったと認められたとき。</p>	<p>3か月</p>

第1号様式(第2条関係)

開財発第 号
年 月 日

様

開成町長

印

指 名 停 止 通 知 書

次のとおり指名停止を行ったので通知します。

1 理 由

2 期 間

年 月 日から 年 月 日まで(間)

問い合わせ先

電話

開財発第 号
年 月 日

様

開成町長

印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で指名停止した旨を通知したところですが、次のとおり
期間を変更したので通知します。

1 変更の理由

2 従前の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

2 変更後の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

問い合わせ先

電話

第3号様式（第3条関係）

開財発第 号
年 月 日

様

開成町長

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号で指名停止した旨を通知したところですが、
年 月 日付けで当該指名停止を解除したので通知します。

問い合わせ先

電話

第4号様式(第7条関係)

工 事 事 故 等 報 告 書

年 月 日

(提出先) 開成町長

工事担当課等の長

工 事 名		
事 故 発 生 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分
事 故 発 生 場 所		
契 約 工 期		年 月 日から 年 月 日まで
請 負 人	商号又は名称	
	代表者氏名	
	所在地	
事 故 等 の 概 要		

必要に応じて関係書類を添付する。